

# 共同実施だより

平成27年度 第2号 平成27年 10月 吉日  
第1支部学校事務共同実施 担当:籠上中学校区

穏やかな気候が続き、ようやく過ごしやすい季節になってきましたね。  
平成27年度第2号の共同実施だよりでは、第1号に引き続き第1支部の様子や、この10月から始まる年金の一元化やマイナンバー制度のご紹介をします！

## 用務員共同実施が行われました



7月31日（金）に井宮北小学校にて第1支部環境整備担当者会（共同実施）が行われました。  
今回は、校舎内の階段の壁面塗装を行いました。

ビニール付きのマスキングテープを使用し、慣れた手つきで作業が進み、ピンクだった壁があっという間にクリーム色に！  
夏休み明けに登校してきた子どもたちが変化に気がついたときの反応が簡単に想像できますね！



次回は11月に籠上中学校の駐輪場の塗装が予定されています！楽しみに♪

## 年金の一元化が行われます

平成27年10月より共済年金の2階部分が厚生年金に一元化されます。

現在、公立学校共済組合の組合員は「共済年金」に加入していますが、今後は「厚生年金」に加入することになります。年金記録の管理や年金の支給は引き続き、共済組合が行います。

共済年金と厚生年金には制度の差異がありますが、基本的に厚生年金に揃えることで解消します。一元化による主な変更点は次の2点です。

### 1 「年金払い退職給付」が新設します。

共済年金独自の「職域年金相当部分（3階部分）」が廃止されますが、新たに民間企業の「企業年金」に相当する「年金払い退職給付」が設けられます。

なお、この年金の導入により、新たに労使折半の保険料（掛金及び負担金）が発生します。

### 2 標準報酬制に移行します。

原則として毎年4月～6月の報酬（扶養手当、特殊勤務手当等を含む）の平均額を基に厚生年金の標準報酬の等級にあてはめ、「標準報酬月額」を決定し、保険料（掛金等）の算定基礎とします。期末勤勉手当についても「標準期末手当等」として保険料算定の基礎とします。公務員の保険料率は、平成30年度に厚生年金の保険料率と同じになるよう段階的に引き上げられます。

新設の「年金払い退職給付」の保険料も標準報酬月額・標準期末手当等の額を基に計算されます。

**詳細は、平成27年3月に配付した冊子「被用者年金制度が一元化されます」に掲載されていますので、そちらをご確認ください。**

# マイナンバー制度が始まります

平成27年10月より国民へ「マイナンバー」の通知が始まりました。  
ところで、この「マイナンバー」とはどのような制度なのでしょう？「なんとなくわかるけど、具体的に何に必要なのかはよくわからない」という方もいらっしゃると思います。  
簡単ではありますが、押さえておきたいポイントをご紹介します。

## 平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に 12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

適切に管理  
しましょう！

愛称：  
マイナちゃん



## 平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

## 法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、 他人に提供したりすることはできません。



- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

**マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。**

### 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

### 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

### 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに本当に困っている方にきめ細やかな支援を行えます。

なるほど！マイナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するために導入される制度なのですね！

具体的には、平成28年1月以降の次の手続に使用します。

☆社会保障関係の手続…年金、医療、介護、生活保護、児童手当など

☆税務関係の手続…税務署等に提出する書類への記載など

☆災害対策に関する手続…被災者生活再建支援金の支給など

その他、様々な場面での利用が予想されますので、送付された通知カードは適切な管理をお願いします！

**実際に活用されるのは平成28年1月からですので、詳しく内容を知りたい方はぜひ内閣官房HPをご確認ください！**